

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長 堀 内 幸 子

- 1 場 所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所 第202会議室
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分